

# ○建設工事に係る国立大学法人上越教育大学総合評価審査委員会 要項

(平成26年4月1日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(設置)

**第1条** 国立大学法人上越教育大学が発注する工事等に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価落札方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、国立大学法人上越教育大学総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関すること。
- (2) 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 施設安全・環境委員会委員長
- (2) 事務局次長
- (3) 学識経験者2人
- (4) 施設課長

2 前項第1号の委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者とする。

3 委員会は、第1項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、その他の学識経験者の協力を求めることができる。

(委員の委嘱及び任期等)

**第4条** 前条第1項第1号の委員は学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長を置き、事務局次長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

**第6条** 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決数)

**第7条** 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

**第8条** 委員は、第2条第2号又は第3号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係があると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

**第10条** 委員会に関する事務は、施設課において処理する。

(雑則)

**第11条** この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。